

一般社団法人地方創生・大学間連携プラットフォーム 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人地方創生・大学間連携プラットフォームと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を新潟県柏崎市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、地方創生に取り組む大学が連携し、各大学が保有する情報・ネットワーク・ノウハウ等を活用して連携大学の所在する地域全体の魅力を高め、その結果として連携各大学の入学者を確保するとともに地域産業界を支える人材育成に取り組むことで、各大学の所在する地域の持続可能性を高めることを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 学生募集に関する事業
- (2) 高等教育開発に関する事業
- (3) 基幹教員のコーディネートに関する事業
- (4) 学生が地域間を移動して学ぶ機会を創出する事業
- (5) 事務機能の合理化に関する事業
- (6) 物品等の共同調達に関する事業
- (7) 施設及び設備の共同利用に関する事業
- (8) システムの共同運用に関する事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会費は、原則として徴収しないものとする。ただし、運営に必要であると認めた場合には、社員総会の決議により、会費を定めることができる。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(退社)

第8条 社員は、1か月以上前に当法人に対して予告することで退社することができる。ただし、やむをえない事由があるときには、社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決を委任し、又はウェブ会議、テレビ会議、音声会議等の即時応答性のあるシステムによって決議することができる。

3 前項の場合における規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設置等)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠のため、又は増員により就任した理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 補欠のため、就任した監事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

5 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬)

第23条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価は無報酬とする。ただし、社員総会において定めた額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第24条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第25条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、当該理事会にて選出する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使禁止)

第 31 条 理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面をもって、他の理事を代理人としその議決権を代理行使させることはできない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 6 章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 3 9 条 当法人が清算をする場合において有する残存財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 4 0 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 9 月末日までとする。

2 最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第 3 3 条第 1 項の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時の役員)

第 4 1 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	田邊 裕治、竹園 恵、桑木 康宏
設立時代表理事	田邊 裕治
設立時監事	山後 春信

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 4 2 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員	主たる事務所	新潟県柏崎市大字藤橋 1 7 1 9 番地
	名 称	学校法人新潟工科大学
設立時社員	本 店	兵庫県神戸市兵庫区小松通三丁目 3 番 1 3 号
	商 号	株式会社学びと成長しくみデザイン研究所

(法令の準拠)

第 4 3 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人地方創生・大学間連携プラットフォーム設立のため、設立時社員学校法人新潟工科大学ほか 1 名の定款作成代理人である行政書士石下貴大は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

設立時社員 学校法人新潟工科大学

理事長 大倉 正寿

設立時社員 株式会社学びと成長しくみデザイン研究所

代表取締役 桑木 康宏

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 石下貴大